

令和6年4月1日からの改定内容（概要）

別紙 R 6 報酬改定

R6.3.28

宮古島市高齢者支援課

1 基本報酬単価の変更

サービス種別	区分	現行	改定後(R6.4～)	備考
訪問型サービス A 2	訪問型サービスⅠ	1,176単位	1,176単位	改定無し
	(日割)	39単位	39単位	
	訪問型サービスⅡ	2,349単位	2,349単位	
	(日割)	77単位	77単位	
	訪問型サービスⅢ	3,727単位	3,727単位	
	(日割)	123単位	123単位	
通所型サービス A 6	通所型サービス1	1,672単位	1,798単位	改定あり
	(日割)	55単位	59単位	
	通所型サービス2	3,428単位	3,621単位	
	(日割)	113単位	119単位	
介護予防ケアマネジメント A F	介護予防ケアマネジメントA	438単位	442単位	

2 加算・減算の変更（主なもの）

(1) 訪問型サービス

現行	改定後 (R6.4～)	備考
—	口腔連携強化加算 (1回につき、1月1回まで) 50単位	新設
—	高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の1/100減算	新設
—	業務継続計画未実施減算 (適用はR7.4から) 所定単位数の1/100減算	新設
同一建物等減算 所定単位数の90/100	同一建物等減算(Ⅰ) (事業所と同一建物の利用者又は1月当たりの利用者が同一敷地内等に20人以上・49人までにサービスを行う場合) 所定単位数の90/100	
	同一建物等減算(Ⅱ) (1月当たりの利用者が同一敷地内等に50人以上にサービスを行う場合) 所定単位数の85/100	
	同一建物等減算(Ⅲ) (別に厚生労働大臣が別に定める基準に該当する事業所が同一敷地内建物等にサービスを行う場合(50人以上居住する建物に居住する利用者は除く)) 所定単位数の88/100	

※ 算定要件を確認のうえ、届出が必要な加算については、期限までに提出をお願いします。

(2) 通所型サービス

現行	改定後 (R6.4～)	備考
—	送迎無し減算 (片道につき〔週1回程度の人は8回まで・週2回程度の人は16回まで〕 —47単位 減算	新設
運動機能向上加算 225	廃止 (基本報酬へ包括化)	廃止
事業所評価加算 120	廃止	廃止
選択的サービス複数実施加算	一体的サービス提供加算 480単位	
(1) 選択的サービス複数実施加算 (I) 480		
(2) 選択的サービス複数実施加算 (II) 700		
—	高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の 1/100減算	新設
—	業務継続計画未実施減算 (適用はR7.4から※条件あり) 所定単位数の 1/100減算	新設

※ 事業所評価加算は、廃止です。

※ 算定要件を確認のうえ、届出が必要な加算については、期限までに提出をお願いします。

(3) 介護予防ケアマネジメント

現行	改定後 (R6.4～)	備考
—	高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の1/100 減算	新設
—	業務継続計画未実施減算 (適用はR7.4から) 所定単位数の1/100 減算	新設

※ 体制等に関する届出書が必要です。初回加算・委託連携加算は現行どおり。

3 基準等の改定事項

高齢者虐待防止の推進

業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬見直し (訪問)

口腔管理に係る連携の強化 (訪問)

介護職員の処遇改善 処遇改善加算の一本化と加算率の引き上げ (R6.6～)

管理者の責務及び兼務範囲の明確化

身体拘束などの適正化

書面掲示規則の見直し (重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公開)

※ 改定については、国の通知に沿って行います。